

令和5年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(厚生労働省5(V-4-1))

* 厚生労働省では、基本目標>施策大目標>施策目標を設定して、政策を実施しています。

施策目標名(政策体系上の位置付け)	雇用保険制度の安定的かつ適正な運営及び求職活動を容易にするための保障等を図ること(施策目標V-4-1) 基本目標V:意欲のあるすべての人が働くことができるよう、労働市場において労働者の職業の安定を図ること 施策大目標4:失業給付等の支給により、求職活動中の生活の保障及び再就職の促進等を行うこと	担当 部署名	職業安定局雇用保険課 職業安定局首席職業指導官室	作成責任者名	雇用保険課長 尾田 進 首席職業指導官 國分 一行						
施策の概要	<p>【雇用保険制度について】</p> <p>○ 労働者が失業してその所得の源泉を喪失した場合、労働者について雇用の継続が困難となる事由が生じた場合及び労働者が自ら職業に関する教育訓練を受けた場合に、生活及び雇用の安定並びに就職の促進のために、失業等給付として以下の給付を行うとともに、労働者が1歳未満の子を養育するための育児休業を行う場合に、労働者の職業生活の円滑な継続を援助、促進のために、育児休業給付を行っている。</p> <p>求職者給付:労働者が失業した場合にその者の生活の安定を図るために支給するもの 就職促進給付:失業者が再就職することを援助・促進することを目的として支給するもの 教育訓練給付:労働者の主体的な能力開発を促進するために支給するもの 雇用継続給付:労働者について雇用の継続が困難となる事由が生じた場合に必要給付を行い、労働者の雇用の安定を図るために支給するもの 育児休業給付:労働者が1歳未満の子を養育するための育児休業を行う場合に必要給付を行い、労働者の職業生活の円滑な継続を援助、促進を図るために支給するもの 根拠法令:雇用保険法第10条等</p> <p>【最近の制度改正】</p> <p>○ 育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び雇用保険法の一部を改正する法律(令和3年法律第58号)では、育児休業の分割取得に係る育児休業給付金の改正や出生時育児休業給付金の創設等を行った(いずれも令和4年10月1日施行)。</p> <p>○ 雇用保険法等の一部を改正する法律(令和4年法律第12号)では、失業等給付に係る暫定措置の継続や、令和4年度における暫定的な雇用保険料率の設定、失業等給付に係る国庫負担の見直し等を行った。</p>										
施策を取り巻く現状	<p>1. 制度の考え方</p> <ul style="list-style-type: none"> 雇用保険は、自らの労働により賃金を得て生計を立てている労働者が失業した場合の生活の安定等を図る制度 雇用保険は、一部の事業を除き、労働者が雇用される事業を強制適用事業とし、適用事業に雇用される労働者が被保険者となる。 就職までの間の生活の安定を図り、再就職の促進を図るという雇用保険の趣旨の観点から、早期の再就職の実現が望ましい。 <p>2. 雇用保険の現状</p> <ul style="list-style-type: none"> 基本手当(失業給付)の初回受給者数は、令和3年度が約113万人であったのに対して、令和4年度は112万人となり、約1万人程度減少。 基本手当(失業給付)の受給者実人員は、令和3年度が43.4万人であったのに対して、令和4年度は405万人となり、減少。 新型コロナウイルス感染症渦からの雇用情勢の回復の影響もあり、基本手当の初回受給者数・受給者実人員ともに減少の傾向にある。 財政状況については、雇用調整助成金の特例措置等に伴う多額の支出により、雇用安定二事業の雇用安定資金が枯渇し、失業等給付の積立金から繰り入れを行っており、厳しい状況。雇用保険財政については、労働政策審議会職業安定分科会雇用保険部会において議論を行っている。 <p>3. 受給者の再就職状況</p> <ul style="list-style-type: none"> 基本手当受給者の再就職状況について、基本手当の支給終了までに就職した者は、近年は60%前後で推移。 基本手当の支給残日数を所定給付日数の2/3以上残して早期に再就職する者(早期再就職)の割合は、令和4年度10月時点において、32.1%(対前年同期比+0.5%増)となっている。 雇用保険受給者等の早期再就職を支援するため、専門相談員を配置し、担当者制による求職者の個々の状況に応じた就職支援を実施している。 <p>4. 失業など給付金不正受給摘発件数</p> <ul style="list-style-type: none"> 不正受給の件数は近年は3,000件~4,000件台で推移。令和3年度は、件数が3,727件、不正受給金額が693,666千円となっている。 不正の態様としては就職したにもかかわらず、届け出ていなかった例が多く、被保険者資格取得の手続き時に発見された例が多い。 										
施策実現のための課題	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 5%; text-align: center;">1</td> <td>求職者給付は失業者の再就職を支援するための一定期間の生活保障であり、求職者の早期再就職を図ることが重要である。</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">2</td> <td>雇用保険制度の目的は、労働者の生活及び雇用の安定並びに就職の促進を図ること等であり、この制度目的を達成するためには、失業等給付を適正に給付することが重要である。</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">3</td> <td>上記の目的を達成するためには雇用保険財政の安定的な運営を確保することが重要である。</td> </tr> </table>	1	求職者給付は失業者の再就職を支援するための一定期間の生活保障であり、求職者の早期再就職を図ることが重要である。	2	雇用保険制度の目的は、労働者の生活及び雇用の安定並びに就職の促進を図ること等であり、この制度目的を達成するためには、失業等給付を適正に給付することが重要である。	3	上記の目的を達成するためには雇用保険財政の安定的な運営を確保することが重要である。				
1	求職者給付は失業者の再就職を支援するための一定期間の生活保障であり、求職者の早期再就職を図ることが重要である。										
2	雇用保険制度の目的は、労働者の生活及び雇用の安定並びに就職の促進を図ること等であり、この制度目的を達成するためには、失業等給付を適正に給付することが重要である。										
3	上記の目的を達成するためには雇用保険財政の安定的な運営を確保することが重要である。										
各課題に対応した達成目標	達成目標/課題との対応関係	達成目標の設定理由									
目標1 (課題1)	求職者の早期の再就職を支援すること	雇用保険制度の目的は、労働者の生活及び雇用の安定並びに就職の促進を図ること等であり、失業者の一定期間の生活を保障し早期の再就職を促進することが制度目的を達成する上で重要であるため。									
目標2 (課題2)	雇用保険の給付を適正に行うこと	雇用保険制度の目的は、労働者の生活及び雇用の安定並びに就職の促進を図ること等であり、失業等給付の不正受給については、雇用保険制度の目的を没却させることのみならず、国民の制度に対する信頼を大きく損ねることにもつながりかねないため。									
目標3 (課題3)	雇用保険財政の安定的な運営を確保すること	上記の目的を達成するためには雇用保険財政の安定的な運営を確保することが重要である。									

達成目標1について

測定指標(アウトカム、アウトプット) ※数字に○を付した指標は主要な指標	基準値		目標値	目標年度	年度ごとの目標値(参考値)					測定指標の選定理由	目標値(水準・目標年度)の設定の根拠
	基準年度	基準年度			年度ごとの実績値						
					令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度		
① 雇用保険受給者の早期再就職割合(※) (アウトカム)	-	-	33.90%	令和5年度	37.7%	38.5%	33.4%	33.9%	33.90%	公共職業安定所における主要業務に係る指標であるため。 (出典):厚生労働省・職業安定局調べ	新型コロナウイルス感染症下での実績と、これを踏まえた今後の見通しを考慮して設定。 ※早期再就職割合 = 早期再就職者数/受給資格決定件数 早期再就職者数: 雇用保険の基本手当の支給残日数を所定給付日数の2/3以上残して早期に再就職する者の数(例えば、所定給付日数90日の者が、支給残日数を60日以上残して再就職した場合。)
達成手段1 (開始年度)	令和3年度 予算額 執行額	令和4年度 予算額 執行額	令和5年度 予算額	関連する 指標番号	達成手段の概要、施策目標達成への寄与の内容等						
(1) 失業等給付費等 (昭和49年度)	21,215億円	21,207億円	20,295億円	1.2.6	求職者給付、就職促進給付、教育訓練給付、雇用継続給付及び育児休業給付(失業等給付等)を支給する。失業等給付等は、労働者が失業した場合及び労働者について雇用の継続が困難となる事由が生じた場合に必要給付を行うほか、労働者が自ら職業に関する教育訓練を受けた場合に必要給付を行うことにより、労働者の生活及び雇用の安定を図るとともに、求職活動を容易にする等その就職を促進するとともに、労働者が1歳未満の子を養育するための育児休業を行う場合に、必要な給付を支給し、労働者の職業生活の円滑な継続を援助、促進する。					2023-厚労-22-0637	
(2) 再就職支援プログラム事業費 (平成14年度)	31.0億円	31.1億円	30.9億円	1	全国の主要な公共職業安定所に就職支援ナビゲーター等を配置し、雇用保険受給者等のうち、早期再就職の意欲が高く、支援の必要性が高い求職者に対し、履歴書・職務経歴書の個別添削や面接シミュレーションの実施、個別求人開拓等、担当者制による求職者の個々の状況に応じた体系的かつ計画的な一貫した就職支援を行う。本事業を実施することにより、公共職業安定所における就職・充足促進が図られ、施策目標の達成に直結する。					2023-厚労-22-0552	

達成目標2について

測定指標(アウトカム、アウトプット)	基準値		目標値	目標年度	年度ごとの目標値(参考値)					測定指標の選定理由	目標値(水準・目標年度)の設定の根拠
	基準年度	基準年度			年度ごとの実績値						
					令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度		
② 不正受給の件数 (アウトカム)	3,663件	平成29年度	過去3年の実績の平均以下	毎年度	前年度 (3,364件) 以下	前年度 (3,032件) 以下	前年度 (3,786件) 以下	前年度 (4,367件) 以下	過去3年 (令和2年度～令和4年度) の実績の平均(3,960件)以下	法令等に基づき適正な給付を行う必要があるため指標として選定した。 (参考)平成28年度実績:4,243件、平成29年度実績:3,663件 (出典):厚生労働省職業安定局調べ	不正受給の件数は、雇用情勢の変化による受給者数の増減等の影響を受けやすいことに鑑み、不正受給対策に取り組み、過去3年間の実績の平均に比して、不正受給件数を減少させることを目標とするのが適切であるため、目標値を「過去3年の実績の平均以下」とする。
(参考)指標					令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	失業等給付関係収支は、雇用情勢に大きな影響を受けるものであり、一概に増えればいい・減ればいいというものではないが、その状況を知ることには雇用保険制度を安定的に運営する上で重要な指標である。	
3	失業等給付関係収支状況 収入額(単位:億円)				11,386億円	11,796億円	29,504億円	23,351億円		(参考) 【収入額】平成28年度実績15,117億円、平成29年度実績10,881億円	
4	失業等給付関係収支状況 支出額(単位:億円)				18,148億円	21,828億円	21,176億円	20,031億円		【支出額】平成28年度実績16,311億円、平成29年度実績16,402億円	
5	失業等給付関係収支状況 積立金残高(単位:億円)				44,871億円	20,887億円	14,770億円	17,500億円		【積立金残高】平成28年度実績63,066億円、平成29年度実績57,545億円	
達成手段2 (開始年度)	令和3年度 予算額 執行額	令和4年度 予算額 執行額	令和5年度 予算額	関連する 指標番号	達成手段の概要、施策目標達成への寄与の内容等					令和5年度行政事業レビュー事業番号	
(3) 失業等給付費等 (昭和49年度)(再掲)	21,215億円	21,207億円	20,295億円	1.2.6	求職者給付、就職促進給付、教育訓練給付、雇用継続給付及び育児休業給付(失業等給付等)を支給する。失業等給付等は、労働者が失業した場合及び労働者について雇用の継続が困難となる事由が生じた場合に必要給付を行うほか、労働者が自ら職業に関する教育訓練を受けた場合に必要給付を行うことにより、労働者の生活及び雇用の安定を図るとともに、求職活動を容易にする等その就職を促進するとともに、労働者が1歳未満の子を養育するための育児休業を行う場合に、必要な給付を支給し、労働者の職業生活の円滑な継続を援助、促進する。					2023-厚労-22-0637	
(4) 雇用保険活用援助事業費 (平成7年度)	2.9億円	2.8億円	2.9億円	2	各都道府県支部に支部指導員を配置し、中小零細企業事業主を対象とした雇用保険の制度、各種事業の周知、相談・援助等のための説明会を開催する。また支部に雇用保険活用推進員を設置し、説明会への出席の勧奨やその他相談・指導等を行う。中小零細企業事業主においては、大企業事業主と比較して、雇用保険事業に関する情報が不足しており、理解を得られていない場合が多いため、これらの者に対し、雇用保険事業の活用方法及び申請手続き等について、周知、相談を行っていくことが必要である。また、数次にわたる改正を重ねてきた雇用保険制度の趣旨・内容について、中小零細企業事業主の十分な理解を促すことは、制度の適正かつ円滑な運営、ひいては労働者の保護に資することとなる。					2023-厚労-22-0638	

達成目標3について												
測定指標(アウトカム、アウトプット) ※数字に○を付した指標は主要な指標		基準値		目標値		年度ごとの目標値(参考値)					測定指標の選定理由	目標値(水準・目標年度)の設定の根拠
						年度ごとの実績値						
						令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度		
○6	雇用保険の失業等給付に係る弾力倍率(※)(アウトカム) ※失業等給付に要する費用に対する各年度の失業等給付に係る積立金の額の倍率	-	-	弾力倍率 1以上	毎年度	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	財政運営に関する指標として、毎会計年度算定可能な指標であるため。	労働保険の保険料の徴収等に関する法律(昭和44年法律第84号)において、失業等給付に係る積立金の適正規模として、弾力倍率1が設定されており、当該倍率を下回った場合には、雇用保険料率の引き上げが可能とされているため。
						2.36	1.85	2.67	0.90			
達成手段1 (開始年度)		令和3年度 予算額	令和4年度 予算額	令和5年度 予算額	関連する 指標番号	達成手段の概要、施策目標達成への寄与の内容等						令和5年度行政事業レビュー事業番号
(1)	失業等給付費等 (昭和49年度)	21,215億円	21,207億円	20,295億円		1.2.6	求職者給付、就職促進給付、教育訓練給付、雇用継続給付及び育児休業給付(失業等給付等)を支給する。失業等給付等は、労働者が失業した場合及び労働者について雇用の継続が困難となる事由が生じた場合に必要な給付を行うほか、労働者が自ら職業に関する教育訓練を受けた場合に必要給付を行うことにより、労働者の生活及び雇用の安定を図るとともに、求職活動を容易にする等その就職を促進するとともに、労働者が1歳未満の子を養育するための育児休業を行う場合に、必要な給付を支給し、労働者の職業生活の円滑な継続を援助、促進する。					
施策の予算額(千円)		令和3年度			令和4年度			令和5年度			政策評価実施予定 時期	令和6年度
		2,292,860,473			2,124,059,213			2,029,826,060				
施策の執行額(千円)		1,968,506,067			1,860,012,357							
施策に関する内閣の重要施策 (施政方針演説等のうち主なもの)		施政方針演説等の名称					年月日		関係部分(概要・記載箇所)			
		-					-		-			